

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

【概要】

令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められたことから、これにより「芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」の一部を改正します。

【規則改正の経緯】

社会保障審議会介護保険部会（厚労省）において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を背景に「柔軟な職員配置を進めることが適当である。」との意見が出されたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、介護保険法施行規則第140条の6第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、支援センターの柔軟な職員配置を可能とすること等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

センターに配置する3職種（保健師またはそれに準ずる看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）については、それぞれ常勤職員の配置が必須でしたが、改正により、以下の運用が可能となります。

- ア センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して配置することができる。
- イ 地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターの担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができる。

【町の対応】

本町においては、令和4年度から地域包括支援センター運營業務を民間委託することで専門職員の安定的確保を図り、町が介護予防の推進や早期からの相談支援体制を強化するとともに、民間活力と協働して地域全体で福祉の向上を目指している。

このことから、委託契約上において、3専門職の安定確保・配置を行うこととしており、上記については、常勤職員の欠員が継続し、確保が困難である場合に特例的に扱い、引き続き常勤職員の配置を原則としたい。

【施行期日】

令和7年4月1日(予定)

参考 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内ではない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」 「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>